

## 土壌環境施策のあり方についての論点

### 1. 今後の土壌環境施策に関する基本的な方針

土壌汚染による健康被害を防止するため、土壌汚染地を的確に把握し、汚染の状況に応じた対策を円滑に推進することが必要。このため土壌汚染の可能性のある土地について、汚染の状況や実態が明らかにされ、情報が適切に開示されることが必要である。その上で、汚染状況に応じて健康被害の防止のための対策が行われることが必要である。

その際、土壌汚染が不動産の価値に影響することから、経済的な影響に配慮しつつ、進めていくことが必要。

### 2. 主な論点

#### (1) サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な対策の促進方策について

土壌汚染対策は、汚染状況に応じて、対策の妥当性が確保されつつ行われることが必要である。しかし現状では、汚染の内容や程度にかかわらず、掘削除去等の汚染の除去が選択されることが多い。一方、土壌汚染対策法に基づく覆土等の対策に関しては、汚染の状況にかかわらず、ほぼ一律に定められている。

汚染状況に応じて合理的で適切な調査・対策を促進させる方策について検討すべきではないか。

現場の汚染状況に応じた対策の選定に当たり、現場ごとのリスク評価(サイトリスクアセスメント)の結果を活用することが可能か。

現場の汚染状況に応じた対策を柔軟に選択できることとする場合に、対策の妥当性をどのように確保していくべきか。

対策の必要性を判断する汚染状況の目安について、土地利用用途をより考慮すべきかどうか。

周辺住民とのリスクコミュニケーションを対策現場で円滑に進めるためにどうすべきか。また、土壌汚染のリスクに関して、国民の適切な理解を得ていくための普及・啓発をどう推進していくべきか。

## (2) 法制度と自主的な調査・対策の関係のあり方

土壌汚染対策法第3条に基づき、有害物質使用特定施設が廃止される場合に調査義務が生じる。しかし、現状では土地売買や再開発等の際に土壌汚染の調査、対策が実施されており、我が国で実施される土壌汚染の調査、対策の大半が法律の対象外となっている。こうした現状に照らして、法制度と自主的な調査・対策の関係のあり方をどう考えるべきか。

法施行前に有害物質使用特定施設が廃止された工場・事業場に係る敷地は、土壌汚染調査が義務づけられていない。また、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合でも、引き続き工場・事業場として使用される場合は、調査義務が猶予されている。調査猶予中に土地改変等が行われる場合があるが、これをどう考えるか。

都道府県知事は、人の健康被害のおそれがある場合、法第4条に基づき調査を命令する権限を有するが、実際に命令された件数は少ない。今後どう対応すべきか。

## (3) 土壌汚染に関する情報の集積・公開、土地売買における情報の引継ぎ

土壌汚染に関する調査結果や対策措置に関する情報は、埋没させることなく適切に活用することが重要である。現行では、都道府県の指定区域台帳制度があるが、現行のままで十分かどうか。土壌汚染に関する情報を集積・保存し、情報提供できる仕組みの充実を図っていくべきかどうか。

不動産取引の際に土壤汚染に関する情報（調査、対策）を、売主が買主に開示し、引き継ぐための方策が必要かどうか。

（参考）宅地建物取引業法に基づき、指定区域であることは、宅地建物取引業者が説明すべき重要事項説明の対象となっている。

#### （４）搬出汚染土の適正処理を確保するための制度の充実

土壤汚染対策法は、搬出汚染土の処理を正面から対象としていない。指定区域であっても、汚染土が不適正に処分された場合、規制は必ずしも十分でない。指定区域以外から搬出される汚染土については、法律の対象外であるため、適正処理を確保するための制度がない。汚染土は処理費用がかかり、見た目では区別がつかなく問題が顕在化しにくいいため、廃棄物の不法投棄と似たような状況を招来することが懸念される。

搬出される汚染土の適正な処理を確保するため、どうすべきか。

#### （５）調査・対策の信頼性の確保、調査・対策手法の充実

土壤汚染の調査・対策手法の充実、低コスト化を図るためにどうすべきか。

土地売買、土地開発の際には、いわゆるフェーズ１調査（履歴等調査又は資料等調査とも呼ばれる）が実施されているが、その方法を標準化すべきかどうか。

調査の担い手に関して指定調査機関制度があるが、調査の信頼性を確保すべき方策は何か。

対策の担い手や搬出汚染土の処理施設に関して法的位置づけがないが、現状のままでよいのか。

#### （６）対策を推進するための各方面における経済的な方策について

ブラウンフィールド問題を今後深刻化させないための施策、あるいは、既に生じている問題に対する施策としてどのようなものを推進していくべきか。

特に、各経済分野、例えば、土地取引、再開発、街づくり、産

業活動、金融、不動産鑑定評価、税制、保険、企業会計等といった個別具体的分野でどのような施策が期待されるか。

土壤汚染地をめぐる法的責任について検討すべき点はあるか。

土壤汚染対策基金からの助成対象は、汚染行為に関与しない土地所有者に限定され、資力要件にも合致する必要がある。この基金は、現在までのところ活用の状況が少ないが、活用方策など見直すべきことがあるか。

#### (7) 土壤汚染の未然防止、操業中からの対策の促進

土壤汚染をいかに起こさないようにするか、あるいは、いかに土壤汚染を拡大させないようにすべきか。

操業に支障を生ぜず、操業中からの対応を促していく方策があるかどうか。

#### (8) 施策対象とする項目について

油（鉱油類）を含む土壤に起因する油臭・油膜問題については、平成18年3月にガイドラインを策定したところであるが、今後どう対応すべきか。

規制対象物質について、現状のままでよいかどうか。

土壤汚染対策法の目的は人の健康保護であるが、生活環境保全、生態系等他の観点をどう考えるか。

自然由来の土壤汚染について、今後どう対応すべきか。

#### (9) その他

地下水の管理との連携が必要ではないか。